

令和8年3月

各位

名古屋商工会議所
貿易証明担当

令和8年度 一般原産地証明書記載要領改定について

平素より名古屋商工会議所の貿易証明サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和8年4月1日(水)申請分より一般原産地証明書の記載要領に関しまして、下記のように改定を行うため、お知らせいたします。

記

○変更点

「トルコ共和国」を一般原産地証明書に記載する際の英文表記について
現行：TURKEYのみ認める。

改定後：TURKEYに加え、TURKIYEを認める。

※「ü」などのトルコ語アルファベットは原産地証明書への記載不可。

※上記記載要領は名古屋商工会議所への申請に適用されます。

その他商工会議所への申請に関しては、申請先商工会議所にご確認ください。

以上

<本件に関する問合せ先>

名古屋商工会議所 企画部

インフラ・国際ユニット 貿易証明担当

TEL：(052) 223-5721

※令和8年度4月1日より部署名が変わります。

「インフラ・国際ユニット 貿易証明担当」→「インフラ・国際グループ 貿易証明担当」